

生駒市教育委員会事務局事務決裁規則(昭和56年7月生駒市教育委員会規則第9号)新旧対照表

現行	改正案
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、別に定めるもののほか、教育長の権限に属する事務の処理に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 決裁 教育長又は専決権限を有する者(以下「決裁責任者」という。)が、その権限に属する事務の処理に関し意思決定を行うことをいう。</p> <p>(2) 専決 あらかじめ認められた範囲内で、自らの判断により常時教育長に代って決裁することをいう。</p> <p>(3) 代決 決裁責任者が不在のとき、あらかじめ認められた範囲内で一時その決裁責任者に代って決裁することをいう。</p> <p>(4) 不在 出張、病気その他の理由により決裁責任者が決裁できない状態にあることをいう。</p> <p>(5) 部長 生駒市教育委員会事務局組織規則(平成2年4月生駒市教育委員会規則第5号)第5条第1項に規定する部長をいう。</p> <p>(6) 次長 生駒市教育委員会事務局組織規則第7条第1項に規定する次長をいう。</p> <p>(7) 課長 生駒市教育委員会事務局組織規則第8条第1項に規定する課長をいう。</p> <p>(8) 課課長 生駒市教育委員会事務局組織規則第9条第1項に規定する課課長をいう。</p> <p>(9) 施設長 生駒市教育委員会事務局組織規則第10条第1項に規定する施設長並びに生駒市立学校設置条例(平成20年3月生駒市条例第6号)に規定する幼稚園(以下「幼稚園」という。)の園長並びに小学校及び中学校の校長をいう。</p> <p>(10) 課長補佐 生駒市教育委員会事務局組織規則第10条第3項に規定する課長補佐をいう。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、別に定めるもののほか、教育長の権限に属する事務の処理に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 決裁 教育長又は専決権限を有する者(以下「決裁責任者」という。)が、その権限に属する事務の処理に関し意思決定を行うことをいう。</p> <p>(2) 専決 あらかじめ認められた範囲内で、自らの判断により常時教育長に代って決裁することをいう。</p> <p>(3) 代決 決裁責任者が不在のとき、あらかじめ認められた範囲内で一時その決裁責任者に代って決裁することをいう。</p> <p>(4) 不在 出張、病気その他の理由により決裁責任者が決裁できない状態にあることをいう。</p> <p>(5) 部長 生駒市教育委員会事務局組織規則(平成2年4月生駒市教育委員会規則第5号)第5条第1項に規定する部長をいう。</p> <p>(6) 次長 生駒市教育委員会事務局組織規則第7条第1項に規定する次長をいう。</p> <p>(7) 課長 生駒市教育委員会事務局組織規則第8条第1項に規定する課長をいう。</p> <p>(8) 課課長 生駒市教育委員会事務局組織規則第9条第1項に規定する課課長をいう。</p> <p>(9) 施設長 生駒市教育委員会事務局組織規則第10条第1項に規定する施設長並びに生駒市立学校設置条例(平成20年3月生駒市条例第6号)に規定する幼稚園(以下「幼稚園」という。)の園長並びに小学校及び中学校の校長をいう。</p> <p>(10) 課長補佐 生駒市教育委員会事務局組織規則第10条第3項に規定する課長補佐をいう。</p>

(11) 副園長 幼稚園の副園長をいう。

(決裁順序)

第3条 決裁を要する事務は、決裁を受けるべき事務を所管する係長(主査を置く課にあっては、主査)から順次所属の上司の決定を経て、教育長の決裁を受けなければならない。

(代決)

第4条 教育長不在のときは、所管部長がその事務を代決する。

- 2 部長不在のときは所管次長が、部長及び所管次長ともに不在のときは所管課長が、次長不在のときは所管課長が、課長不在のときは所管課課長が、課長及び所管課課長ともに不在のときは施設長又は所管課長補佐が、施設長又は課長補佐不在のときは所管主幹(幼稚園にあっては、副園長。以下この項において同じ。)が、施設長、課長補佐及び所管主幹が不在のときは、所管係長(係のない課にあっては、所管主査)がその事務を代決する。
- 3 前2項の場合において、あらかじめその処理について特に指示を受けたもの又は緊急やむを得ないもののほか、重要な事項及び異例若しくは疑義のある事項は、代決してはならない。
- 4 第1項及び第2項の規定により代決した者は、施行後速やかに決裁責任者の後閲を受けなければならない。

(合議)

第5条 第3条の規定により、その事務を処理する場合において、別に定める場合を除くほか、部相互間の調整を必要とするものについては、教育子ども部長、教育子ども部次長及び教育総務課長に合議をしなければならない。

- 2 次に掲げるものについては、教育総務課長に合議をしなければならない。
 - (1) 教育委員会の承認を受けなければならない事項又は教育委員会に報告する事項
 - (2) 法令、例規等に関連する事項

(11) 課内室長 生駒市教育委員会事務局組織規則第10条の2第1項に規定する課内室長をいう。

(12) 副園長 幼稚園の副園長をいう。

(決裁順序)

第3条 決裁を要する事務は、決裁を受けるべき事務を所管する係長(主査を置く課にあっては、主査)から順次所属の上司の決定を経て、教育長の決裁を受けなければならない。

(代決)

第4条 教育長不在のときは、所管部長がその事務を代決する。

- 2 部長不在のときは所管次長が、部長及び所管次長ともに不在のときは所管課長が、次長不在のときは所管課長が、課長不在のときは所管課課長が、課長及び所管課課長ともに不在のときは施設長、所管課長補佐又は所管課内室長が、施設長、課長補佐又は課内室長不在のときは所管主幹(幼稚園にあっては、副園長。以下この項において同じ。)が、施設長、課長補佐、課内室長及び所管主幹が不在のときは、所管係長(係のない課にあっては、所管主査)がその事務を代決する。
- 3 前2項の場合において、あらかじめその処理について特に指示を受けたもの又は緊急やむを得ないもののほか、重要な事項及び異例若しくは疑義のある事項は、代決してはならない。
- 4 第1項及び第2項の規定により代決した者は、施行後速やかに決裁責任者の後閲を受けなければならない。

(合議)

第5条 第3条の規定により、その事務を処理する場合において、別に定める場合を除くほか、部相互間の調整を必要とするものについては、教育子ども部長、教育子ども部次長及び教育総務課長に合議をしなければならない。

- 2 次に掲げるものについては、教育総務課長に合議をしなければならない。
 - (1) 教育委員会の承認を受けなければならない事項又は教育委員会に報告する事項
 - (2) 法令、例規等に関連する事項

- (3) 人事に関連する事項
 - (4) 議案に関連する事項
 - (5) 広報に関連する事項
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、重要又は異例に属する事項
- 3 その事務が部相互間に関連するもので特に必要とするものについては関連部長及び関連次長に、2以上の課等に関連するもので、特に必要とするものについては関連課長に合議をしなければならない。
- 4 決裁を要する事務が予算の執行に影響を及ぼすものについては、総務部長、総務部次長及び財政課長に合議しなければならない。

(除外規定)

第6条 この規則に定める専決事項であっても、次に掲げる事項については、すべて教育長の決裁を経なければならない。

- (1) 重要かつ異例に属すること。
- (2) 紛議論争又は将来その原因となると認められること。
- (3) 例規又は先例となること(次条第6号に係るものを除く。)
- (4) 特に教育長から指定された事項に関すること。
- (5) その他教育長の決裁を受けることを適当と認められること。

(部長の専決事項)

第7条 部長が専決できる事項(第7条の3に係るものを除く。)は、次のとおりとする。ただし、所属次長が置かれていない場合にあつては、同条第2号から第5号までに掲げる事項を含むものとする。

- (1) 重要な許可、認可及び命令に関すること。
- (2) 比較的重要な証明に関すること。
- (3) 重要な申請、副申、届出、調査、報告、照会、回答及び通知に関すること。
- (4) 行政文書の開示等のうち重要なものに関すること。
- (5) 個人情報の開示等その他個人情報の保護に係る事項のうち重要なものに関すること。
- (6) 要綱、事務取扱要領等の制定及び改廃のうち軽易なものに関すること。

- (3) 人事に関連する事項
 - (4) 議案に関連する事項
 - (5) 広報に関連する事項
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、重要又は異例に属する事項
- 3 その事務が部相互間に関連するもので特に必要とするものについては関連部長及び関連次長に、2以上の課等に関連するもので、特に必要とするものについては関連課長に合議をしなければならない。
- 4 決裁を要する事務が予算の執行に影響を及ぼすものについては、総務部長、総務部次長及び財政課長に合議しなければならない。

(除外規定)

第6条 この規則に定める専決事項であっても、次に掲げる事項については、すべて教育長の決裁を経なければならない。

- (1) 重要かつ異例に属すること。
- (2) 紛議論争又は将来その原因となると認められること。
- (3) 例規又は先例となること(次条第6号に係るものを除く。)
- (4) 特に教育長から指定された事項に関すること。
- (5) その他教育長の決裁を受けることを適当と認められること。

(部長の専決事項)

第7条 部長が専決できる事項(第7条の3に係るものを除く。)は、次のとおりとする。ただし、所属次長が置かれていない場合にあつては、同条第2号から第5号までに掲げる事項を含むものとする。

- (1) 重要な許可、認可及び命令に関すること。
- (2) 比較的重要な証明に関すること。
- (3) 重要な申請、副申、届出、調査、報告、照会、回答及び通知に関すること。
- (4) 行政文書の開示等のうち重要なものに関すること。
- (5) 個人情報の開示等その他個人情報の保護に係る事項のうち重要なものに関すること。
- (6) 要綱、事務取扱要領等の制定及び改廃のうち軽易なものに関すること。

- (7) 重要な広報活動に関する事。
- (8) 部長の宿泊を伴わない旅行命令に関する事。
- (9) 所属次長及び所属次長の所管に属さない所属課長の旅行命令に関する事。
- (10) 所属職員の宿泊を伴う旅行命令に関する事。
- (11) 所管に係る附属機関の委員その他の構成員の旅行命令に関する事。
- (12) 所属次長及び所属次長の所管に属さない所属課長の休暇届及び欠勤届に関する事。
- (13) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の採用に関する事。
- (14) 前各号に定めるもののほか、比較的重要な事務の処理に関する事。

(参事の専決事項)

第7条の2 参事が専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1) 特に指定された定例又は軽易な許可、認可、命令及び滞納処分に関する事。
- (2) 特に指定された課相互の総合調整及び運営に関する事。
- (3) 参事の宿泊を伴わない旅行命令に関する事。

(次長の専決事項)

第7条の3 次長が専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1) 定例又は軽易な許可、認可、命令及び滞納処分に関する事。
- (2) 課相互の総合調整及び運営に関する事。
- (3) 所属課長の旅行命令に関する事(第7条第10号に係るものを除く。)
- (4) 所属職員の時間外勤務命令に関する事(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間に限る。)
- (5) 所属課長の休暇届及び欠勤届に関する事。

(課長の共通専決事項)

第8条 課長が専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1) 定例かつ軽易な許可、認可及び命令に関する事。

- (7) 重要な広報活動に関する事。
- (8) 部長の宿泊を伴わない旅行命令に関する事。
- (9) 所属次長及び所属次長の所管に属さない所属課長の旅行命令に関する事。
- (10) 所属職員の宿泊を伴う旅行命令に関する事。
- (11) 所管に係る附属機関の委員その他の構成員の旅行命令に関する事。
- (12) 所属次長及び所属次長の所管に属さない所属課長の休暇届及び欠勤届に関する事。
- (13) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の採用に関する事。
- (14) 前各号に定めるもののほか、比較的重要な事務の処理に関する事。

(参事の専決事項)

第7条の2 参事が専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1) 特に指定された定例又は軽易な許可、認可、命令及び滞納処分に関する事。
- (2) 特に指定された課相互の総合調整及び運営に関する事。
- (3) 参事の宿泊を伴わない旅行命令に関する事。

(次長の専決事項)

第7条の3 次長が専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1) 定例又は軽易な許可、認可、命令及び滞納処分に関する事。
- (2) 課相互の総合調整及び運営に関する事。
- (3) 所属課長の旅行命令に関する事(第7条第10号に係るものを除く。)
- (4) 所属職員の時間外勤務命令に関する事(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間に限る。)
- (5) 所属課長の休暇届及び欠勤届に関する事。

(課長の共通専決事項)

第8条 課長が専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1) 定例かつ軽易な許可、認可及び命令に関する事。

- (2) 定例又は軽易な申請、副申、証明、届出、調査、報告、照会、回答及び通知に関すること。
- (3) 行政文書の開示等に関すること(第7条第4号に係るものを除く。)
- (4) 個人情報の開示等その他個人情報の保護に関すること(第7条第5号に係るものを除く。)
- (5) 所属職員の旅行命令に関すること(第7条第10号に係るものを除く。)
- (6) 所属職員の時間外勤務命令に関すること(前条第4号に係るものを除く。)
- (7) 公簿及び図書の閲覧に関すること。
- (8) 軽易な広報活動に関すること。
- (9) 主管事務について当事者の呼び出しに関すること。
- (10) 各種台帳の調整及び整備に関すること。
- (11) 主管事務に関する統計及び資料等の収集に関すること。
- (12) 主管団体の指導に関すること。
- (13) 所属職員の休暇届及び欠勤届に関すること。
- (14) 主管に係る公印の管理に関すること。
- (15) 前各号に定めるもののほか、定例又は軽易な事務の処理に関すること。

(教育総務課長の専決事項)

第9条 教育総務課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1) 公印の管理に関すること。
- (2) 学校施設(次条第1号及び第10条第1号に係るものを除く。)の使用許可に関すること。

(こども課長の専決事項)

第9条の2 こども課長が専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1) 幼稚園施設の使用許可に関すること。

(生涯学習課長の専決事項)

第9条の3 生涯学習課長が専決できる事項は、次のとおりとする。

- (2) 定例又は軽易な申請、副申、証明、届出、調査、報告、照会、回答及び通知に関すること。
- (3) 行政文書の開示等に関すること(第7条第4号に係るものを除く。)
- (4) 個人情報の開示等その他個人情報の保護に関すること(第7条第5号に係るものを除く。)
- (5) 所属職員の旅行命令に関すること(第7条第10号に係るものを除く。)
- (6) 所属職員の時間外勤務命令に関すること(前条第4号に係るものを除く。)
- (7) 公簿及び図書の閲覧に関すること。
- (8) 軽易な広報活動に関すること。
- (9) 主管事務について当事者の呼び出しに関すること。
- (10) 各種台帳の調整及び整備に関すること。
- (11) 主管事務に関する統計及び資料等の収集に関すること。
- (12) 主管団体の指導に関すること。
- (13) 所属職員の休暇届及び欠勤届に関すること。
- (14) 主管に係る公印の管理に関すること。
- (15) 前各号に定めるもののほか、定例又は軽易な事務の処理に関すること。

(教育総務課長の専決事項)

第9条 教育総務課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1) 公印の管理に関すること。
- (2) 学校施設(次条第1号及び第10条第1号に係るものを除く。)の使用許可に関すること。

(幼保こども園課長の専決事項)

第9条の2 幼保こども園課長が専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1) 幼稚園施設の使用許可に関すること。

(生涯学習課長の専決事項)

第9条の3 生涯学習課長が専決できる事項は、次のとおりとする。

(1) 生涯学習施設(生駒市コミュニティセンター及び生駒駅前図書室を除く。次号において同じ。)の使用許可に関すること。

(2) 生涯学習施設の休館日及び使用時間の変更に関すること。

(3) 生駒ふるさとミュージアムの使用許可に関すること。

(4) 生駒ふるさとミュージアムの休館日及び使用時間の変更に関すること。

(スポーツ振興課長の専決事項)

第10条 スポーツ振興課長が専決できる事項は、次のとおりとする。

(1) 学校体育施設の開放に係る使用許可に関すること。

(2) 社会体育施設の使用許可に関すること。

(3) 社会体育施設の休館日、休場日及び使用時間の変更に関すること。

(図書館長の専決事項)

第11条 図書館長が専決できる事項は、次のとおりとする。

(1) 所管する施設の休館日及び使用時間の変更に関すること。

(2) 所管する施設の入館の制限に関すること。

(課課長の専決事項)

第11条の2 第8条の規定にかかわらず、次の事項については、課課長が専決することができる。

(1) 所属職員の旅行命令に関すること(第7条第10号に係るものを除く。)

(1) 生駒ふるさとミュージアムの使用許可に関すること。

(2) 生駒ふるさとミュージアムの休館日及び使用時間の変更に関すること。

(図書館長の専決事項)

第10条 図書館長が専決できる事項は、次のとおりとする。

(1) 所管する施設の休館日及び使用時間の変更に関すること。

(2) 所管する施設の入館の制限に関すること。

(スポーツ振興課長の専決事項)

第11条 スポーツ振興課長が専決できる事項は、次のとおりとする。

(1) 学校体育施設の開放に係る使用許可に関すること。

(2) 社会体育施設の使用許可に関すること。

(3) 社会体育施設の休館日、休場日及び使用時間の変更に関すること。

(4) 生涯学習施設(生駒市コミュニティセンター及び生駒駅前図書室を除く。次号において同じ。)の使用許可に関すること。

(5) 生涯学習施設の休館日及び使用時間の変更に関すること。

(課課長の専決事項)

第11条の2 第8条の規定にかかわらず、次の事項については、課課長が専決することができる。

(1) 所属職員の旅行命令に関すること(第7条第10号に係るものを除く。)

(施設長の専決事項)

第12条 第8条及び前条の規定にかかわらず、次の事項については、施設長が専決することができる。

- (1) 定例かつ軽易な申請、副申、届出、調査、報告、照会、回答及び通知に関すること。
- (2) 行政文書の開示等に関すること(第7条第4号に係るものを除く。)
- (3) 個人情報の開示等その他個人情報の保護に関すること(第7条第5号に係るものを除く。)
- (4) 所属職員の旅行命令に関すること(第7条第10号に係るものを除く。)
- (5) 所属職員の時間外勤務命令に関すること(第7条の3第4号に係るものを除く。)
- (6) 公簿及び図書の閲覧に関すること。
- (7) 軽易な広報活動に関すること。
- (8) 主管事務について当事者の呼び出しに関すること。
- (9) 各種台帳の調整及び整備に関すること。
- (10) 主管事務に関する統計及び資料等の収集に関すること。
- (11) 主管団体の指導に関すること。
- (12) 所属職員の休暇届及び欠勤届に関すること。
- (13) 前各号に定めるもののほか、定例かつ軽易な事務の処理に関すること。

(図書館南分館長、図書館北分館長及び生駒駅前図書室長の専決事項)

第12条の2 図書館南分館長、図書館北分館長及び生駒駅前図書室長が専決できる事項については、第11条第2号の規定を準用する。

(課長補佐の専決事項)

第13条 第8条及び第11条の2の規定にかかわらず、次の事項については、課長補佐が専決することができる。

- (1) 所属職員の旅行命令に関すること(第7条第10号に係るものを除く。)

(施設長の専決事項)

第12条 第8条及び前条の規定にかかわらず、次の事項については、施設長が専決することができる。

- (1) 定例かつ軽易な申請、副申、届出、調査、報告、照会、回答及び通知に関すること。
- (2) 行政文書の開示等に関すること(第7条第4号に係るものを除く。)
- (3) 個人情報の開示等その他個人情報の保護に関すること(第7条第5号に係るものを除く。)
- (4) 所属職員の旅行命令に関すること(第7条第10号に係るものを除く。)
- (5) 所属職員の時間外勤務命令に関すること(第7条の3第4号に係るものを除く。)
- (6) 公簿及び図書の閲覧に関すること。
- (7) 軽易な広報活動に関すること。
- (8) 主管事務について当事者の呼び出しに関すること。
- (9) 各種台帳の調整及び整備に関すること。
- (10) 主管事務に関する統計及び資料等の収集に関すること。
- (11) 主管団体の指導に関すること。
- (12) 所属職員の休暇届及び欠勤届に関すること。
- (13) 前各号に定めるもののほか、定例かつ軽易な事務の処理に関すること。

(図書館南分館長、図書館北分館長及び生駒駅前図書室長の専決事項)

第12条の2 図書館南分館長、図書館北分館長及び生駒駅前図書室長が専決できる事項については、第11条第2号の規定を準用する。

(課長補佐及び課内室長の専決事項)

第13条 第8条及び第11条の2の規定にかかわらず、次の事項については、課長補佐及び課内室長が専決することができる。

- (1) 所属職員の旅行命令に関すること(第7条第10号に係るものを除く。)

(専決の特例)

第14条 課課長又は課長補佐は、課長が不在で急を要する場合に限って、第8条第6号及び第13号について専決することができる。

2 副園長は、園長が不在で急を要する場合に限って、第8条第6号及び第13号について専決することができる。

(男女共同参画プラザ所長の専決事項)

第15条 男女共同参画プラザの職員に補助執行させる生駒市コミュニティセンターの管理に関する事務に関して男女共同参画プラザ所長が専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1) 生駒市コミュニティセンターの使用許可に関すること。
- (2) 生駒市コミュニティセンターの休館日及び使用時間の変更に関すること。
- (3) 生駒市コミュニティセンターの入館の制限に関すること。

(専決の特例)

第14条 課課長、課長補佐又は課内室長は、課長が不在で急を要する場合に限って、第8条第6号及び第13号について専決することができる。

2 副園長は、園長が不在で急を要する場合に限って、第8条第6号及び第13号について専決することができる。

(男女共同参画プラザ所長の専決事項)

第15条 男女共同参画プラザの職員に補助執行させる生駒市コミュニティセンターの管理に関する事務に関して男女共同参画プラザ所長が専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1) 生駒市コミュニティセンターの使用許可に関すること。
- (2) 生駒市コミュニティセンターの休館日及び使用時間の変更に関すること。
- (3) 生駒市コミュニティセンターの入館の制限に関すること。